

生涯学習施設における利用方法の見直しについて (利用団体向け説明会に関する報告)

生涯学習施設の利用方法の見直しについては、8月29日から11月16日まで、各生涯学習施設で利用団体を対象とした説明会を開催しました。全31回の説明会に1,424団体の参加があり、多くの意見等が出されました。

今回、説明会での利用者からの意見を取りまとめるとともに、見直しの内容についての検討状況を報告します。

1 利用者向け説明会の概要

(1) 実施期間

平成30年8月29日(水)から平成30年11月16日(金)まで

(2) 実施場所

会場	会場数	回数
清水区生涯学習交流館	21館(全館)	21回
生涯学習センター	2館(葵・駿河)	6回
葵区・駿河区生涯学習交流館	3館(清沢・大河内・井川)	3回
清見潟大学塾向け説明会	1館(岡)	1回

(3) 説明会での意見

- ①意見数 337件
- ②主な意見 別紙のとおり

2 平成31年度の施設利用に関する申請について

今回の説明会において、新しい制度への移行時期については、一定の準備期間を設ける旨の説明をしてきたところですが、参加者からの意見も受け止め、市では、見直しに伴う団体の規約変更や申し込み時期の変更などの団体の活動に支障のないよう配慮するため、準備期間は1年間設ける必要があると考えています。

そこで、平成31年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の利用分については、申請開始日、施設使用料、利用団体区分に関する制度を変更することなく、現行どおりの制度、手続きにより申請を受け付けることとします。

3 利用方法の見直しの検討状況

現在の貸館における利用時間区分及び「地区公益活動団体」（仮称）の団体区分について、参加された皆さんからいただいた要望を利用方法の見直しに反映するよう、次のとおり検討をしています。

（１）利用時間の区分の見直しについて

施設利用者の利用実態を踏まえた上で、利便性の確保等のためには、午後の利用時間について、利用時間区分の見直しが必要です。このことから、現在、施設使用料で区分している「午後」の利用時間（午後１時から５時まで）について、半分に区切り、前半と後半での利用ができるような区分を新設し、使用料については、利用した区分の金額となるように検討しています。

（２）新設する「（仮称）地区公益活動団体」の区分について

市では「生涯学習施設の配置適正化方針」（平成 29 年 9 月策定）において、生涯学習施設を「学びの場＋地域コミュニティによるまちづくり活動の場」として位置付け、地域における「まちづくり活動」を支援することとしました。そのようなまちづくり活動を行う団体については、「（仮称）地区公益活動団体」として認定し、申請開始時期の優先措置や施設利用を無料とすることを検討しています。

「（仮称）地区公益活動団体」の認定については、次のとおりとすることで検討しています。

地区を基盤として設立され、地区住民を構成員とし、地区の住民自治、社会福祉の推進について必要性が高い公益的な活動を行うことを目的とする団体

<想定される団体例>

- ・連合自治会、単位自治会
- ・各地区子ども会
- ・各地区体育会
- ・各地区防犯協会
- ・各地区青少年健全育成協議会
- ・各地区老人クラブ
- ・各地区の小中学校等 PTA、保護者会
- ・各地区社会福祉協議会
- ・各地区まちづくり推進委員会
- ・各地区民生委員児童委員協議会 など

なお、これ以外の団体であっても、「（仮称）地区公益活動団体」との共催による活動を行う場合については、使用料を減免することを検討しています。

4 パブリックコメントの実施について

改正条例案の平成 31 年 2 月議会上程に先立ち、静岡市市民参画の推進に関する条例第 7 条に基づくパブリックコメントを実施する予定です。

実施時期：平成 30 年 12 月中旬から平成 31 年 1 月中旬までを予定

【問合せ】生涯学習推進課 生涯学習推進係
電話 054-221-1150